別表十四(七)付表一の記載要領を次のように改める。

別表十四（七）付表一　記載要領

1　この表のⅠは、法人が令第123条の８第２項第５号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、法人が令第123条の９（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に、同条第１項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額又は同条第10項第１号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載すること。

別表十四(七)付表二の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、法人が令第123条の９第４項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）（同条第７項から第９項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四(七)付表二の記載要領第三号を削る。

別表十四(七)付表三の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表のⅡを次のように改める。